○国土交通省令第六十二号

和 八 項 号) 兀 地 に 年 域 お 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 自 1 律 7 行 第 主 準 几 性 12 用 伴 + 及 す 兀 び 1 る 号 自 場 並 <u>\(\) \(\) \(\) \(\)</u> 合 び 性 \mathcal{O} を 12 を 施 含 下 行 高 む 水 及 \Diamond 道 び る た 法 下 \mathcal{O} 水 \Diamond 昭 規 道 \mathcal{O} 定 和 法 改 \equiv 12 革 施 十三 基 行 \mathcal{O} づ 推 令 き、 年 \mathcal{O} 進 法 を 下 律 部 义 水 第 を る 道 七 改 た + 法 正 \Diamond す 施 九 \mathcal{O} 号) る 行 関 政 規 係 第二 令 則 法 律 \mathcal{O} 条 令 __ \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 和 整 を 几 備 改 第 12 年 正 + 政 関 す 項 令 す 第 る る 省 同 法 令 条 百 律 を 第 兀 次 令 + 十

令和四年八月十九日

 \mathcal{O}

よう

に

定

 \Diamond

る

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

下 水 道 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

次 下 水 \mathcal{O} 道 表 に 法 ょ 施 り、 行 規 改 則 正 昭 前 欄 和 12 兀 掲 + げ る 年 建 規 定 設 省 \mathcal{O} 傍 令 線 第 \equiv を 付 + L 七 号) た 部 分 \mathcal{O} をこ 部 れ を に 次 順 \mathcal{O} 次 ょ う 対 応 に す 改 る 正 改 す 正 る 後 欄 に 掲 げ る

規

改 正 後

域別下水道整備総合計画の記載方法等

流

第一条 明らかにしたものでなければならない。 用する場合を含む。)に規定する事項を別記様式第一の計画書により 流域別下水道整備総合計画は、 下水道法 (以下「法」という。) 第二条の二第一項に規定する 同条第二項 (同条第十二項において準

(流域別下水道整備総合計画の作成方法

第一条の二 法第二条の二第二項(同条第十二項において準用する場合 めるところにより行うものとする。 を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定

一 <u>〈</u> 五. (略)

(流域別下水道整備総合計 画 [の届出]

第二条 事項 表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならな れる下水を排除することができることとされている地域をいう。)を 別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理さ その変更に係るものに限る。)を記載した書類及び予定処理区(流域 とするときは、 計 る場合を含む。 水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる .|画を記載した書類(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出よう 合計画を届け出ようとするときは、 (流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、 都府県は、 その変更の内容を明らかにする書類) 次項において同じ。) 法第二条の二第十項 届出書に流域別下水道整備総合 の規定により流域別下水道整備 (同条第十二項において準用す 並びに流域別下

> 改 正 前

、流域別下水道整備総合計画の記載方法等)

第一条 する場合を含む。)に規定する事項を別記様式第一の計画書により明 らかにしたものでなければならない。 流域別下水道整備総合計画は、同条第二項 下水道法 (以下「法」という。) 第二条の二第一 (同条第九項において準用 項に規定する

(流域別下水道整備総合計画の作成方法)

第一条の二 法第二条の二第二項(同条第九項において準用する場合を 含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、 るところにより行うものとする。 次に定め

一~五 (略)

(流域別下水道整備総合計 画の協議の申出

第二条 る地域をいう。)を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提 処理場により処理される下水を排除することができることとされてい び予定処理区(流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末 ようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類及 申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類) 総合計画を記載した書類 出しなければならない。 合計画の協議を申し出ようとするときは、 場合を含む。 に次に掲げる事項 都府県は、 次項において同じ。)の規定により流域別下水道整備総 法第二条の二第七項 (流域別下水道整備総合計画の変更の協議を申し出 (流域別下水道整備総合計画の変更の協議を (同条第九項において準用する 申出書に流域別下水道整備 並び

分九

2

都府県は、

一~九

法第二条の二第十項の規定により同条第五項に規定する 2 都府県は、 法第二条の二第七項の規定により同条第五項に規定する

。)を添付しなければならない。合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限るは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類(流域別下水道整備総事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするとき事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするとき

· 二 (略)

(主要な管渠等)

クタール)以上の管渠とする。 が二十へクタール(その構造の大部分が開渠のものにあつては、十へ第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積第三条 下水道法施行令(以下「令」という。)第五条の二第一号及び

、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。2 令第五条の二第一号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は

権限の委任)

第二十三条 掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。 備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に ものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整 は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。 局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又 にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備 定により環境大臣に通知すること(二以上の地方整備局の管轄区域 同条第十一項 法第二条の二第十項)の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、 (同条第十二項において準用する場合を含む。) の規 (同条第十二項において準用する場合を含む 第一号に掲げる 第一

二~七 (略)

第二(第四条関係)

るものに限る。)を添付しなければならない。整備総合計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類(流域別下水道事項が記載された流域別下水道整備総合計画の協議を申し出ようとす

·二 (略)

(主要な管渠等)

クタール)以上の管渠とする。が二十へクタール(その構造の大部分が開渠のものにあつては、十へが二十へクタール(その構造の大部分が開渠のものにあつては、十へ第三号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積第三条 下水道法施行令(以下「令」という。)第五条の二第二号及び

前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。令第五条の二第二号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は

2

(権限の委任)

についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。)。 場げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。 多環境大臣に協議すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたり環境大臣に協議すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたり環境大臣に協議すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたり環境大臣に協議すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部 は、第二条から第七号までに掲げるものは地方整合が、第一号に掲げる

二~七 (略)

《式第二 (第四条関係)

様式第三 (第四条関係) (表紙) (略)	3 (略)	2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第2号の貯留施設を	1 (略)	備考	(第7表)	(路)	(第6表)	(略)	(第5表)	(略)	(第4表)	3~5 (略)	2 「主要な吐口」とは、令 <u>第5条の2第1号</u> の吐口をいう。	1 (略)	備考	(略)	(第3表)	(略)	(第2表)	(略)	(第1表)	(略)	(表紙)
 	3 (略)	2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第3号の貯留施設を	1 (略)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(第7表)	(器)	(第6表)	(略)	(第5表)	(略)	(第4表)	3~5 (器)	2 「主要な吐口」とは、令 <u>第5条の2第2号の</u> 吐口をいう。	1 (略)	備考	(路)	(第3表)	(略)	(第2表)	(路)	(第1表)	(路)	(表紙)

3 (略)	2 主要な貯留施設」とは、令 <u>第 5 条の2第2号</u> の貯留施設を	1 (略)	備考	(路)	(第7表)	(略)	(第6表)	(路)	(第5表)	(略)	(第4表)	3~5 (略)	2 「主要な吐口」とは、令 <u>第5条の2第1号</u> の吐口をいう。	1 (略)	備考	(略)	(第3表)	() () () () () () () () () ()	(第2表)	(略)	(第1表)
3 (路)	2 主要な貯留施設」とは、令 <u>第 5 条の 2 第 3 号</u> の貯留施設を いる		備考	(略)	(第7表)	(略)	(第6表)	(略)	(第5表)	(略)	(第4表)	3~5 (略)	2 「主要な吐口」とは、令 <u>第5条の2第2号</u> の吐口をいう。	1 (略)	備考	(略)	(第3表)	(略)	(第2表)	(略)	(第1表)

附

則